

笑顔と元気がいっぱい！
幸せながのプラン～
「長野市障害者基本計画」の
中間見直しについて

保健福祉部 障害福祉課

障害者基本計画について

障害者基本法第11条に基づき策定する
市町村の障害福祉施策に関する基本的な計画

平成23～32年度の10年を計画期間として「笑顔
と元気がいっぱい！幸せながのプラン～長野市
障害者基本計画」を策定



本計画の定めにより、5年目を迎える平成27
年度に中間見直しを行い、総合的かつ効率
的に計画を推進

基本理念

ひとりひとりの個性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心して笑顔で輝きながら、元気に暮らしていけるまちづくりを目指す。

基本的視点

【保健・医療・福祉・雇用・教育・生活環境等幅広い分野にわたる施策の充実を図る】

1 ひとりひとりの尊重 2 地域生活移行の推進 3 地域で支えあう福祉の推進

基本目標

- ①権利・理解の促進 ②相談・福祉サービスの充実 ③くらしの充実
④教育・育成の充実 ⑤就労・日中活動の充実 ⑥ユニバーサルデザインのまちづくり

進捗状況の点検・評価

- ・長野市障害者基本計画策定(推進)部会
- ・社会福祉審議会障害者福祉専門分科会
- ・庁内推進会議
- ・市民 地域 事業所等

法改正等

- 障害者自立支援法から総合支援法に改正
(H25.4施行)
- 児童福祉法の改正
(H24.4施行)
- 障害者虐待防止法の制定
(H24.10施行)
- 優先調達推進法の制定
(H25.4施行)
- 障害者差別解消法の制定
(H28.4.1施行予定)
- 障害者権利条約の批准
(H26.1)

サービス等の状況

- 施策の変化
- ニーズの変化
- 少子高齢化
- 機構改革



法改正、サービス等の状況を踏まえ、進捗状況を協議するとともに、関係者と連携を図りながら計画を見直す。

進捗状況の点検・評価による修正を行うとともに、計画期間中の制度改正により加わった事業の追加、見直した事業の修正及び考え方やニーズの変化に対応する。

- 他の計画との整合
- 障害者虐待防止の取組み
- 障害者就労施設等からの物品の調達の推進
- 障害を理由とする差別解消の取組み

実施に当たり

- アンケート(当事者・市民)
- 社会福祉審議会諮問
- パブリックコメント

見直し策定の体制

本計画が定める進捗状況の点検・評価を行い、計画を見直すための策定の体制を構築する

- 庁内会議 事務局 障害福祉課
 - ・長野市障害者基本計画庁内推進会議
- 長野市障害ふくしネットとの協働
 - ・長野市障害者基本計画策定(推進)部会
- 長野市社会福祉審議会に諮問
 - ・長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会
- 障害者団体の意見を聴く
 - ・各団体に意見の提出を依頼

平成27年5月～10月 見直し案の協議、審議

- ・庁内会議(5回程度)
- ・長野市障害ふくしネット協議(10回程度)
- ・社会福祉審議会諮問(障害者福祉専門分科会審議)

平成27年11月 パブリックコメント(案)の作成

- ・11月 部長会議
- ・11月 会派説明

平成27年11月～12月 パブリックコメントの実施

- ・11月20日頃から1か月間

平成28年1月 社会福祉審議会答申案の作成

- ・庁内会議
- ・長野市障害ふくしネット協議
- ・社会福祉審議会答申(障害者福祉専門分科会審議)

平成28年2月 見直し計画の承認

- ・2月 部長会議
- ・2月 会派説明